

傍聴者のみなさまへ（案）

1 傍聴の手続き

- (1) 検討委員会の会議を傍聴しようとする人は、傍聴者受付簿に氏名、住所を明記してください。
- (2) 傍聴の希望者が定員数を超えた場合は、傍聴者受付簿順に、傍聴者を決定します。

2 次に該当する人は傍聴席に入ることができません。

- (1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物や旗、幕等を所持している人。
- (2) 議事の進行を妨げるおそれのある拡声器や録音機、写真機等を所持している人。
- (3) 酒気を帯びていると認められる人。
- (4) 議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる人。

3 傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、会議において発言をすることはできないものとします。
- (2) 会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (4) 会議の秩序を乱し、又は議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 傍聴席において録画・録音・写真撮影をしないこと。
- (6) 傍聴者は、議長及び事務局職員の指示に従うこと。

4 次の場合は退場していただくことがあります。

- (1) 議長が会議を公開しない旨を宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者が、上記3に違反したことに対する議長の命令に従わないとき。